

ASEAN地域における知財概況と権利の活用 ～海側を中心に

JETRO SINGAPORE
Director for Intellectual Property
三原 健治



はじめに

10の国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）で構成されている東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations, ASEAN）は、国によって歴史的な成り立ちや、人口、民族構成、言語、宗教、文化、法律が大きく異なっているが、ASEAN全体で足し合わせると、面積は449km²で世界の3.2%、人口は6億7,945万人で世界の8.5%、GDPは3兆6,223億米ドルで世界の3.6%を占めている¹。

2024年には、東ティモールが11か国目としてASEANに加盟することが合意されており²、新規加盟は1999年のカンボジア以来、25年ぶりであるという。

経済成長の面では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を経て、ASEANの国々はいずれも実質GDP成長率においてプラス成長を予想しており、経済面としての動きもさらに活発になることが予想されている³。

知財を語る上で、イノベーションの状況を観察することは不可欠である。表1は、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, WIPO）が毎年発行している、イノベーションに関するランキングであるGlobal Innovation Indexについて、赤字で示すASEANの国々を中心に2011年、2017年および2023年のランキングを掲載したものである⁴。2023年のランキングをみると、スイス、スウェーデン、アメリカが上位を独占する中、アジ

アでは、シンガポールが5位、韓国が10位でトップ10圏内に位置している。ASEANの国々も軒並みランキングの順位を上げてきており、イノベーションの現場として活発化していることが窺える。

Global Innovation Index 2023の分析によると、特に、ASEANの中所得経済圏では、ベトナム（46位）、フィリピン（56位）に加え、インドネシア（61位）が過去10年間で急速に順位を上げており、特にインドネシアはランキングの上昇が著しいと評価されている。インドネシアは情報通信技術関連の指標についてのランキングが高く、「大学と産業界の共同研究開発」（5位）、「クラスター開発状況」（5位）、「起業に関する政策および文化」（5位）、

国・地域	2023	2017	2011
スイス	1	1	1
スウェーデン	2	2	2
アメリカ	3	4	7
シンガポール	5	7	3
韓国	10	11	16
中国	12	22	29
日本	13	14	20
香港	17	16	4
マレーシア	36	37	31
インド	40	60	62
タイ	43	51	48
ベトナム	46	47	51
フィリピン	56	73	91
インドネシア	61	87	99
ブルネイ	87	71	75

表1. イノベーションの現場としてのASEAN

「起業および事業拡大資金の調達額」(8位)で世界のトップ10に入っており、さらに「知識創出」と「オンライン創造性」などのイノベーション・アウトプットのスコアが著しく改善したと評価されている。2億7,600万人というASEANで最も多くの人口と、広大な国土を有するインドネシアでは、インターネットの普及も急速に進んでおり、今後の成長が見込まれる市場として注目している企業も多い。

他方で、日本とASEANの関係では、2023年12月に日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議を開催し、共創に向けた官民連携策などを発表している⁵。日系企業の海外進出先としては、日本からの距離が近い、タイムゾーンのギャップが少ない、生産コストや人件費が抑えられるといった理由から、アジアを選択する企業が最も多いと言われている。また、日系企業が海外に置く拠点としては、中国が最も多いものの、ASEANでは、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアに拠点を有する日系企業も多い⁶。

ASEANでの知財活動としては、ASEAN加盟国で構成される、知的財産協力に関するASEAN作業部会(ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation, AWGIPC)があり、ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025を中心に、定期的に会合を実施して、ASEAN域内における知財

問題について議論を行っている⁷。日本も知財に関する各種研修を提供する等、ASEANに対する協力を多数行っており、このAWGIPCの枠組みの中で日ASEAN特許庁長官会合を開催し、ASEAN全体に対するマルチの協力やASEAN各国とのバイの協力について、定期的に議論を行っている⁸。近年では、中国や韓国もASEANに対する活動を活発化させてきており、中ASEAN特許庁長官会合⁹や、韓ASEAN特許庁長官会合¹⁰も開催されている。2023年12月には、日本とのみであったインドネシアとの特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムが、韓国とも実施されることになり、覚書が締結された¹¹。

ここで、ASEAN6(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)の各国への出願動向について、最初に触れておきたい。下記のデータは、いずれもWIPO統計データベースから取得したものである¹²。

図1は、ASEAN6への特許出願状況を示している。概ね、赤の部分で示す日本からの特許出願が多いといえる。2020年の統計では、シンガポールを除くASEAN6のいずれも日本が最も特許出願の多い国であったが、2022年ではマレーシアおよびフィリピンにおいて、米国が最も特許出願の多い国になっている。

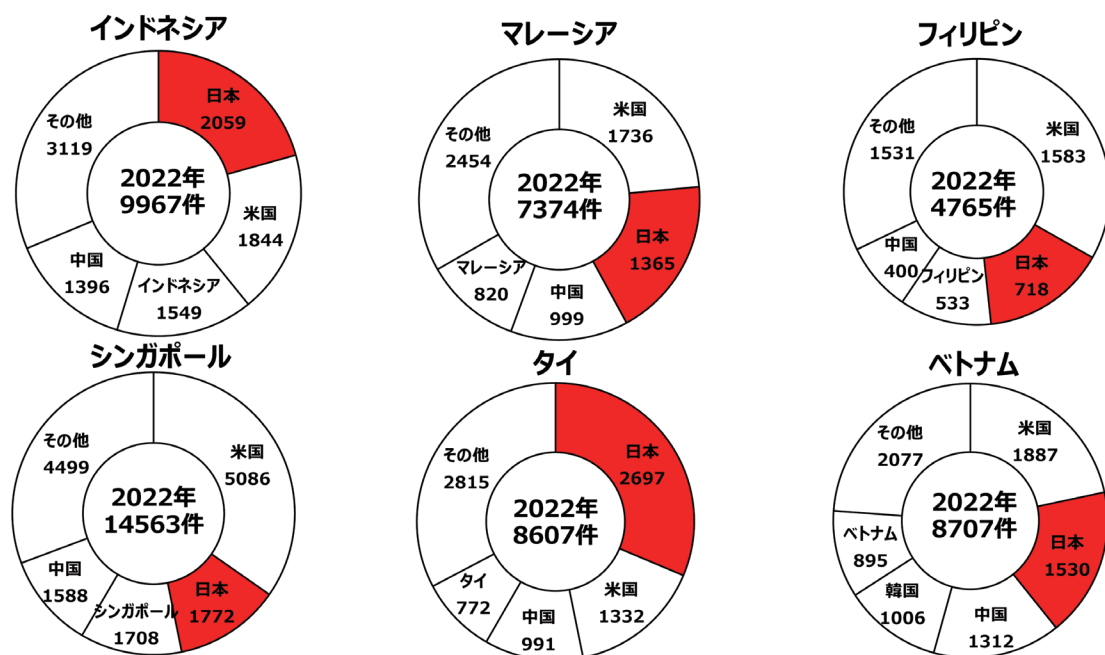


図1. ASEAN6への特許出願状況

図2は、ASEAN6への意匠出願状況を示している。シンガポールを除き、自国の出願が最も多く、その後に米国、中国、日本が拮抗している。ベトナムでは韓国の出願も見られる。過去の統計では、

シンガポールを除くASEAN6のいずれも、自国に次いで日本が意匠出願の多い国であったが、近年、中国、米国が出願数を伸ばしている状況である。

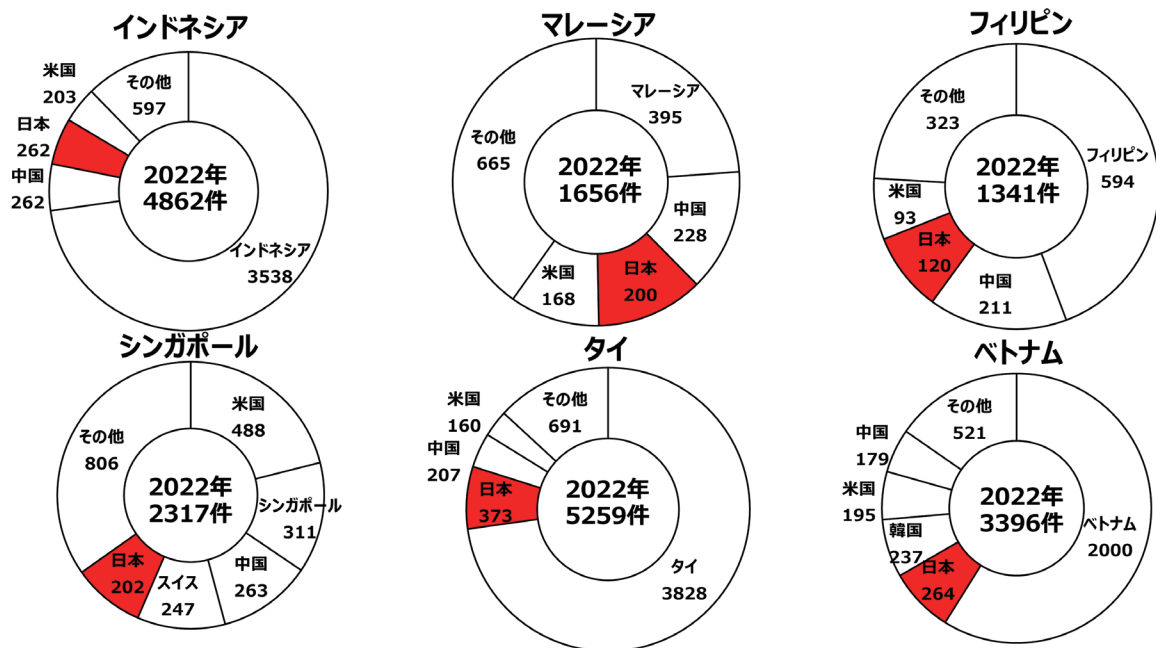


図2. ASEAN6への意匠出願状況

図3は、ASEAN6への商標出願状況を示している。ASEAN6のいずれも、自国の出願が最も多く、その後中国、米国、日本が拮抗しており、ベトナムで

は韓国の出願も見られる。過去の統計からみても、中国、米国が出願数を伸ばしている状況である。

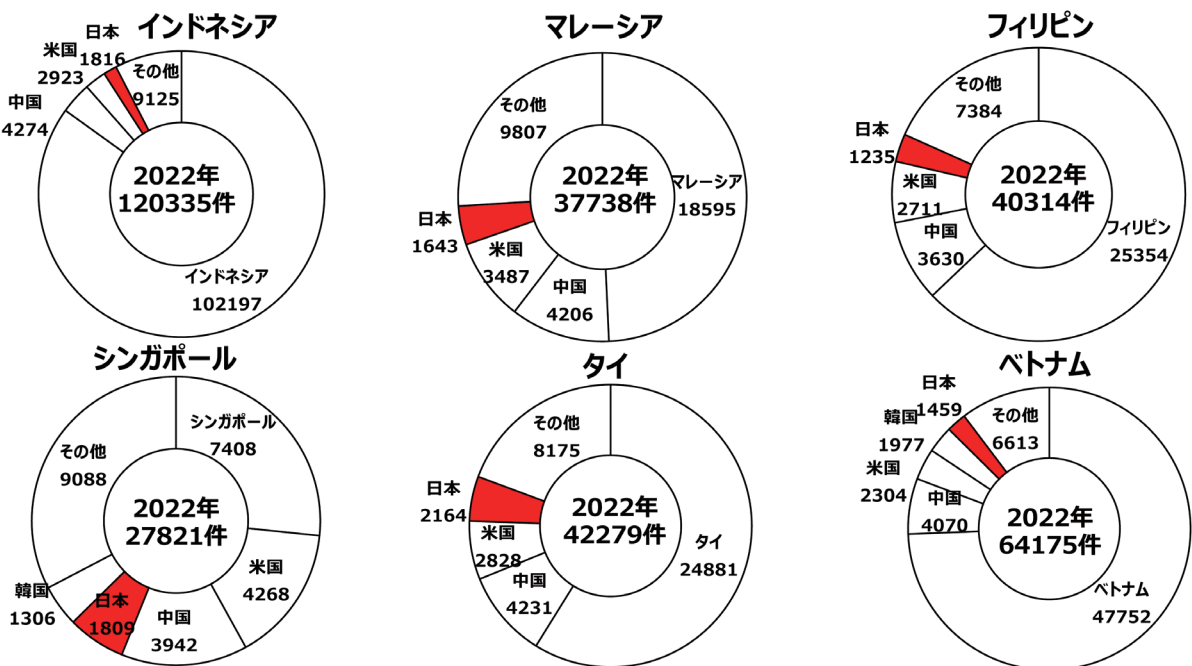


図3. ASEAN6への商標出願状況

このように、特許、意匠、商標については、米国に加えて、中国、韓国からの出願も増えてきており、今後、ASEAN市場への注目度はますます高まり、諸外国との競争が激化してくることが予想される。

2. 海側のASEAN各国における知財の最近の動き

ジェットロが所管するASEANにおける知財案件については、陸側の5か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）を主にバンコク事務所が担当し、海側の5か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール）を主にシンガポール事務所が担当することで、役割分担の上、業務にあたっている。この項では、シンガポール事務所の担当する海側のASEAN各国における、知財に関する最近の動きについて概説する。

(1) シンガポール

シンガポールにおける知財は、法務省に所属するシンガポール知財庁（Intellectual Property Office of Singapore：IPOS）が所管している¹³。

IPOSはASEANにおけるイノベーションのハブを目指しており、2021年にシンガポール法務省、財務省、貿易産業省と知財庁により、「シンガポール知財戦略（Singapore IP Strategy, SIPS）2030」が策定され、公表されている¹⁴。SIPS2030の基本方針としては、A）シンガポールを知財（Intellectual Property, IP）及び無体財産（Intangible Assets, IA）の関連活動及び取引のハブとして成長させること、及び（B）投資家やイノベーターの信頼を得るべく、シンガポールの誇るIP・IA制度を維持すること、を目標としている。

また、シンガポール国内における早期権利化制度としては、全技術分野における特許に加えて、当該特許に関連する意匠・商標をまとめて権利化できる「SG IP Fast」という制度がある¹⁵。特許のみ月の上限件数が10件と決まっているものの、特許で最短6～9か月、商標で最短3～6か月、意匠で最短1か月の登録が可能になっている。また、シンガポール国外では、シンガポールで登録した特許をカンボジアとラオスで再登録できる制度や、シンガ

ポールで登録した意匠をカンボジアで再登録できる制度があり、さらにベトナムとは、特許に関する共同サーチ・審査に関する協力プログラムがあり、両者のサーチ・審査結果が早期に得られる、第1国に出願した後の第2国において優先的に審査着手される等の制度が提供されている。さらに、ASEAN特許審査協力（ASEAN Patent Examination Cooperation, ASPEC）は、ミャンマーを除くASEAN9カ国が参加する地域特許ワークショッププログラムであるが、シンガポールに第1庁として出願し、特許許可がなされた場合に、シンガポール以外の第2庁にASPECを利用して権利化を申請する件数が最も多く、最終処分における特許率が98.32%と非常に高い¹⁶。

その他、シンガポールでは2021年には著作権法が改正され、平易な英語での完全なる書き直し、創作者にとっては著作物の創作意欲を高めつつ、著作物の利用者にとっては合理的な利用を認めようとする改正が行われており¹⁷、2022年には、出願システムの刷新、料金改定等が実施され、IPOS Digital Hubという新しいサービスが開始された¹⁸。

IPOSは他機関との連携も盛んである。イノベーションの促進に力を入れているシンガポール企業庁（ESG）と連携して企業の能力等向上を含めた発展をサポートしており、シンガポールの公的R&Dセクターであるシンガポール科学技術研究庁（A*STAR）とも連携している。IPOS自体は法務省に属しているため、模倣品対策等エンフォースメントの活動は行っていないものの、シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部と連携して、知財権の侵害事件に対応したり、シンガポール税関と連携して、知財権の水際取り締めりに対応したりしている。また、裁判外紛争解決手続としての仲裁・調停についても、2010年にシンガポールにもオフィスを構えるWIPO仲裁調停センター（WIPO Arbitration and Mediation Center, WIPO-AMC）、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Center, SIAC）、シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Center, SIMC）、シンガポール調停センター（Singapore Mediation Center, SMC）と連携している。

(2) インドネシア

インドネシアにおける知財は、法務人権省に所属するインドネシア知財総局（Directorate General of Intellectual Property, DGIP）が所管している¹⁹。特許・集積回路設計・営業秘密局、著作権・意匠局、商標・地理的表示局、調査・紛争解決局を含む7つの局が存在し、調査・紛争解決局には、文民捜査官がおり、行政摘発等の取り締まりも行っている。

インドネシアでは、2016年改正特許法の20条に、特許権者はインドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負うとして、国内での特許権実施義務が規定されており、特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に強制実施権の対象、また特許取消しの対象になることが規定されている²⁰。その後、国内実施義務の猶予規定などが設けられ、その後削除された等の経緯を経て、2020年11月2日に施行された雇用創出オムニバス法において、実施の態様として「輸入」および「ライセンス付与」が追加された²¹ことにより、特許を実施した製品を輸入したり、他者の製品・工程に特許を実施許諾したりすることで強制実施権を回避することが可能になっている。

インドネシアは、2023年4月に公表された米国通商代表部（USTR）によるスペシャル301条報告書において、知的財産権保護状況に懸念がある優先監視国（Priority Watch List）に指定されている²²。これに対して、インドネシア政府は優先監視国からの脱却に向けた取組を本格化させており、2021年にオペレーションタスクフォースを設立し、DGIPの調査・紛争解決局長がこのタスクフォースのリーダーとなっている。タスクフォースのメンバーとして、DGIPの他、国家警察、税関総局、通信情報省、医薬品食品監督庁、外務省、商業省、保健省、教育文化省が加入している。

インドネシアの知財保護で大きな問題となっており、日系企業からも良く相談を受けるのは、模倣品の蔓延である。インドネシアの反模倣協会（MIAP）が2017年に行った調査によると、模倣品がインドネシア経済に及ぼす損失総額は291兆ルピア（194億2千万米ドル）であるという。インドネシアの模倣品の多くは首都ジャカルタに集中してお

り、ジャカルタはインドネシアにおける模倣品の巨大取引市場となっている。販売市場の主なホットスポットは北ジャカルタのMangga Dua地区であり、製品は衣類、バッグ、装身具、化粧品、スベアパーツ、電子機器等であって、日本製品の模倣品も販売されている。近年では、インターネットの普及により、オンラインによる海賊版や模倣品の流通も盛んであり、コロナ禍で多くの店舗が閉店し、オンライン店舗が増加している²³。

また、水際取り締まりでは、商標権と著作権について税関登録制度が存在し、侵害疑義物品が輸入されると、税関は権利者に通報を行い、権利者は真偽を確認の上、裁判所に一時差し止めを申立て、合同貨物検査で侵害品を摘発するという制度が存在する²⁴。しかしながら、現地事業者の名での登録が必要であること、一時差し止め手続きを進め、貨物検査で知財権侵害が確認できても、税関には知財権侵害物品を処分する権限がないこと、また、権利者は、捜査や訴訟、交渉や調停などの法的手段をとることになるが、その第一歩である裁判所の仮処分手続きの際、対象貨物の価額相当の担保を用意する必要があるなどの課題があり、2024年1月時点で、インドネシア国外企業の登録はわずか1社であり、日系企業の登録は1件もない状況である。

(3) マレーシア

マレーシアにおける知財は、国内取引・生活費省（Ministry of Domestic Trade and cost of living, MDT）に所属するマレーシア知財公社（Intellectual Property Cooperation of Malaysia, MyIPO）が所管している²⁵。

マレーシアの知財法については、2022年に発効した地域的包括的経済連携協定（Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP）への批准に向けた法改正が、特許法、地理的表示法、及び著作権法に関して実施された。特許法改正には、施行済の第三者情報提供制度、微生物の国際寄託に関するブタペスト条約に加えて、特許付与後の異議制度が盛り込まれている²⁶。特許付与後の異議制度については2024年1月の時点でまだ施行されていないものの、MyIPO職員へのヒアリングによる

と、上位官庁であるMDTへの提案、説明を行っており、施行に向けて動き出している状況である。意匠法は、2022年4月に草案作成のためのパブコメ募集があった²⁷ものの、2024年1月現在においても依然として検討が続けられている段階である。

2023年には、特許審査ガイドラインが公表され、実体審査に係る部分について、詳細に記載が追加されている。AI、コンピュータソフトウェア、ビジネス方法に関連する発明について、いずれも特許の対象になり得ることが規定されている²⁸。

マレーシアでのエンフォースメントは、親組織であるMDTのエンフォースメント局で取り扱っているが、商標権や著作権の侵害に関する法令はMyIPOにて管理されている。また、商標権者によりMDTに登録された商標権に関して、執行措置の開始と商標権侵害事件の訴追において優先権を得ることができるバスケット・オブ・ブランズ制度や、著作権侵害に対して省庁横断で対応する著作権特別タスクフォースが存在する。

(4) フィリピン

フィリピンにおける知財は、フィリピン知財庁 (Intellectual Property Office of Philippines, IPOPHL) が所管している²⁹。

フィリピンでは出願手続の電子化が進んでおり、特許はeInventionFile、実用新案はeUMFile、意匠はeIDFile、商標はeTMFileというソフトウェアが提供されており、手続をオンラインで行うことが可能になっている。また、IPOPHLは特許に関する国際出願 (PCT出願) を受理することができる国際調査機関 (International Searching Authority, ISA) 及び国際予備審査機関 (International Preliminary Examining Authority, IPEA) でもある。

IPOPHLはエンフォースメント活動が非常に盛んである。貿易産業省 (議長)、知的財産庁 (IPOPHL、副議長)、司法省、関税局、食品医薬品局、国家捜査局、フィリピン国家警察、光学メディア委員会、国家書籍開発委員会、国境犯罪特命使節室、内務地方政府省、国家通信委員会、情報通信技術省、内国歳入庁、入国管理局の15機関で構成される国家知的財産権委員会 (National Committee on Intellectual

Property Rights, NCIPR) が設置されており、必要に応じて複数の異なる機関が連携して捜査 (Joint Operation) にあたっている³⁰。NCIPRの年報によると、実店舗とオンラインの模倣品の割合は11.1:88.9となっており、最近ではオンライン取引での模倣品が増えていることが報告されている。

2021年3月1日には、ECプラットフォームと商標権者による模倣品対策に関するMOUの署名が行われ、2023年11月時点で34者が署名しているとの報告がある³¹。

(5) ブルネイ

ブルネイにおける知財は、法務長官室に所属するブルネイ知財庁 (Brunei Intellectual Property Office, BruIPO) が所管している³²。

BruIPOでは、特許の実体審査は行っておらず、業務をデンマーク知財庁に外注しているものの、人材確保を含めてブルネイ国内で実体審査ができないか現在検討を行っている。また、工業意匠の実体審査は行っていない。ブルネイへの出願の96%は商標であり³³、商標の実体審査は知財庁内で行っている。現在は品質向上に向けて取り組んでいる。

日本との関係では、PPHプラスという制度があり、日本で特許になった出願についてブルネイにPPHプラスを申請すると、迅速に権利が付与される³⁴。

3. ASEANにおける知財の活用についての考察

この項では、企業の事業戦略の観点から、新しい製品・サービスを生み出す際や投資・M&A (合併および買収) に際して、知財 (特許、意匠、商標) をどのように活用すべきかについて、考察してみたい。

まず、知財を活用するといっても、それぞれの権利自体について知っておく必要がある。知財権のうち、特許は、一般的には研究開発 (R&D) で得られる成果である発明の保護であって、成果を権利化することによって、独占的に使用する他、権利の売買、ライセンスすることで利用可能である。最近では、投資の目的で特許権の存在を投資家にアピールすることも増えてきており、当該ビジネスの価値評価に使われることも増えてきている。あるいは、ス

タートアップや中小企業（SMEs）と大企業が協業を模索するにあたり、マッチングのためのピッチイベントも近年盛んに行われているが、その際に特許の存在をアピールすることも行われている。グリーン投資や再生エネルギー等の環境技術、またシンガポールでは培養肉や代替肉等のフードテック、アグリテックが注目を集めている。

特許出願を通じた技術トレンドの把握は、知財の活用する上で非常に重要である。イノベーションに関連する特許については、出願から公開まで通常18か月あり、公開されない時期が存在するため、特許の出願動向は、公開情報よりも早くトレンドが予測できるというメリットがある。ASEANにおいて、今後、どのような技術分野の特許が、どこから出願されてくるのかを分析してみるのも、とても有益ではないかと考えられる。

意匠については、その物品のデザインを保護するもので、近年の日本では、画像、建築物、内装の意匠権としての保護が可能になっている。日本の特許庁は2019年に意匠法を改正し、保護対象の拡大を行っており、その知見をASEAN各知財庁に研修を実施することで情報提供を行っている。これらの意匠や、いわゆる商品・サービスのブランド保護ともいべき商標については、主に模倣品対策の面で多く活用されている。もちろん、商標については、権利のライセンスを行うことで収入を得るといったビジネスも存在する³⁵。

エンフォースメントの観点からいうと、まずはラベルを真似る（商標）→外観を真似る（意匠）→中身を真似る（特許）という方向で進化し、年々確実に業者による模倣品の製造技術も洗練されてきており、将来的には、一見してすぐ分かるような模倣品はだんだん少なくなってくるのではないかと考えられる。また、近年ASEANでは、インターネットの普及が著しく、Lazada、ShopeeといったECサイトを利用したオンラインによる物の取引が増加しており、製造元、販売元が異なる国境を越えた取引が普通に行われている。一方で、知財権は各国独立で機能する、すなわち知財権を行使するためにはその国で権利化しておかなければならないことから、このオンライン市場における模倣品対策は非常に重要

であるとともに、販売する場を提供しているECプラットフォームの協力が不可欠である。また、取引の現場も実際の店舗等ではなく、オンライン上であったりメタバース空間上であったりして、実態が掴めないことも増えてきており、知財およびその周辺の法体系の抜本的なルール化、体系化が待たれるところである。

続いて、M&Aに関して考察する。M&Aの成功に寄与するASEAN地域での知財の活用については、戦略的に考えることが重要である。例えば、デューデリジェンスを通じて買収対象企業の知財ポートフォリオを詳細に調査し、その有効性、法的な問題、および潜在的なリスクを評価すること、ASEANでの買収先企業が持つ知財と、買収企業の技術とを統合することで、新たな価値を生み出す可能性を追求すること、買収先企業の知財が地域の法的要件に適合していることを確認すること、現地企業とのライセンス契約や提携を通じて、地域のネットワークや市場シェアを活用すること、ASEAN地域での買収により得た知財を活かしてブランド価値を最大化すること等が挙げられる。これらのアプローチでは、特にASEAN地域特有の要素である、文化的に多様であり、各国ごとに異なる慣習が存在すること、また、知財制度を含めて、各国ごとに異なる法的なフレームワークが存在することを考慮して、これらに適応した知財活用戦略を展開することがASEANにおけるM&Aの成功に資するものといえるだろう。

最後に、移転価格税制について触れておきたい。近年、多くの日本企業がASEAN各国に研究所や工場を設け、現地独自の技術・ブランドなどの研究開発を進めている。新しい製品・サービスを生み出す際や投資・M&Aに際しては、これらの現地独自の知財の価値を適切に評価し、利益をASEAN各国に適切に配分することが非常に重要となっている。

こうした状況の中、M&A戦略の一環として、ASEAN各国における移転価格税制のルールの下でASEAN知財を活用することで、税引き後の利益の向上を目指す税務戦略が注目されている。具体的には、ASEAN各国で実効税率が変わる状況下において、取得した知財権の国際的な配置等に気を配り、

移転価格税制と整合する形で利益を低税率国に振り向け、グローバル全体で大きな税引き後利益の向上を実現するというものである。事業規模にもよるが、これらの方法による節税効果は、特許等のロイヤリティー収入に比べても桁の違う利益向上を目指すことが可能となるため、このように税務戦略に対する意識を高く持つことは、今後の日系企業のASEANにおける事業活動において非常に重要な視点であると考えられる。

4. おわりに

これまでASEAN知財の全体像、海側ASEAN地域の各論、そしてASEAN知財の活用に関する考察を述べてきたが、執筆をしているこの時点においても、知財面での政策にせよ、運用にせよ、日々動き続けているのが現状である。また、ASEAN市場については、米国、欧州、中国、韓国を含む様々な国の政府、企業が注目していることは疑いがない。

冒頭でも書いた通り、人口、民族構成、言語、宗教、文化、法律が大きく異なっているASEAN各国の情報を、日本から遠隔で取得することは非常に困難である。そのため常にASEAN知財庁へのアンテナを高く張って、日本企業に有用な情報をキャッチしたら、漏れなくお伝えできるように、今後も努力していきたい。ASEAN知財に関してお困りごとがありましたら、是非弊所までご相談いただければ幸いです。

なお、本稿は、あくまで筆者個人の見解であって、筆者の属するいかなる団体等の見解でもないことを申し述べておく。また、本稿の執筆にあたり、M & A（合併および買収）に際してのASEAN知財の活用に関して、Baker & McKenzieの富本聖仁氏、竹中陽輔氏より多大なご助言・ご支援をいただいた。ここに感謝の意を表したい。また、このような執筆の場を提供してくださった、シンガポール日本商工会議所にも感謝する次第である。

<訳注>

- 1 目で見えるASEAN – ASEAN経済統計基礎資料, 令和5年12月, アジア大洋州局地域政策参事官室, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000127169.pdf>
- 2 ジェトロビジネス短信, ASEANサミットでミャンマー対応や東ティモールのASEAN加盟など決議, 2022年11月17日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/9fa88e88e2be1987.html>
- 3 国際通貨基金 世界経済見通し (2023年10月版), <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2023/October>
- 4 WIPOウェブサイト, https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2023
- 5 ジェトロビジネス短信, 日ASEAN特別首脳会議を開催、共創に向けた官民連携策など発表, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/1c40e9fd86dcd8fb8.html>
- 6 外務省 海外進出日系企業拠点数調査 (2022), https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html
- 7 ASEAN Intellectual Property Portal, <https://www.aseanip.org/about>
- 8 特許庁, 第13回日ASEAN特許庁長官会合の結果について, 2023年9月15日, <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2023.html>
- 9 14th Meeting of China-ASEAN Heads of Intellectual Property Offices Held, Oct 08,2023, https://english.cnipa.gov.cn/art/2023/10/8/art_1340_187877.html
- 10 The Sixth KOREA-ASEAN Heads of IP Offices Meeting, September 11, 2023, <https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do>
- 11 Indonesia - Korsel Jalin Kerja Sama Saling Kuatkan Sistem Kekayaan Intelektual, 8 September 2023, <https://dgip.go.id/artikel/detail-artikel/indonesia-korsel-jalin-kerja-sama-saling-kuatkan-sistem-kekayaan-intelektual?kategori=agenda-ki>
- 12 WIPO IP Statistics Data Center, <https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator>
- 13 シンガポール知財庁, <https://www.ipos.gov.sg/home>
- 14 The Singapore IP Strategy (SIPS) 2030, <https://www.ipos.gov.sg/manage-ip/singapore-ip-strategy-2030>
- 15 <https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register/acceleration-programmes>
- 16 ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) Statistics, Dec 2022, [https://www.aseanip.org/statistics/asean-patent-examination-cooperation-\(aspec\)-statistics](https://www.aseanip.org/statistics/asean-patent-examination-cooperation-(aspec)-statistics)
- 17 FACTSHEET ON COPYRIGHT ACT 2021, <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/copyright/copyright-act-factsheet.pdf>
- 18 IPOS Digital Hub, <https://digitalhub.ipos.gov.sg/>
- 19 インドネシア知財総局, ORGANIZATION STRUCTURE, <https://www.dgip.go.id/tentang-djki/struktur-organisasi/direktorat-jenderal-kekayaan-intelektual>
- 20 ジェトロ仮訳, インドネシア特許法 2016年法律第13号改正, https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf
- 21 ジェトロ仮訳, 雇用創出に関するインドネシア共和国法律2020年11号 (知的財産関連部分), https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/2020_11.pdf
- 22 USTR Releases 2023 Special 301 Report on Intellectual Property Protection and Enforcement, April 26, 2023, <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/april/ustr-releases-2023-special-301-report-intellectual-property-protection-and-enforcement>

- 23 ジェトロ, インドネシアにおける模倣品流通動向調査, 2023年3月, https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/idn_mohou_202303_2.pdf
- 24 <https://www.beacukai.go.id/berita/mau-hindari-pemalsuan-segera-daftarkan-barang-hak-kekayaan-intelektual-ke-bea-cukai.html>
- 25 マレーシア知財公社, <https://www.myipo.gov.my/en/about/>
- 26 MALAYSIA'S NEW PATENTS (AMENDMENT) ACT 2022, 22ND MARCH 2022, <https://www.spruson.com/patents/malaysias-new-patents-amendment-act-2022/>
- 27 <https://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2022/04/Public-Consultation-for-New-Design-Legislation.pdf>
- 28 PATENT EXAMINATION GUIDELINES 2023, https://drive.google.com/file/d/1Qd6h_HwV_BaPMBXbLhh49ghLcElSspan/view
- 29 フィリピン知財庁, <https://www.ipophil.gov.ph/>
- 30 国家知的財産権委員会, <https://www.ipophil.gov.ph/national-committee-on-intellectual-property-rights-ncipr/>
- 31 PH cited as regional leader in the fight against counterfeiting, piracy, November 20, 2023, <https://www.ipophil.gov.ph/news/ph-cited-as-regional-leader-in-the-fight-against-counterfeiting-piracy/>
- 32 ブルネイ知財庁, <http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/Home.aspx>
- 33 <http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/statistics.aspx>
- 34 特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス) ガイドラインについて, https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html
- 35 新留 豊, ブルネイでのハラル認証日本食開発に見るオープンイノベーション, IPジャーナル10号(2019.9), p.62-69

執筆者氏名

三原 健治 (みはら けんじ)

経歴

1999年特許庁入庁。主にバイオ・食品分野の特許審査に従事。2010年、東京大学大学院准教授として知財教育、研究活動に従事。2012年に特許庁に帰任後、審判官、主任上席・上席総括審査官等を経て、2021年7月より、ジェトロシンガポール事務所知的財産部長。主に海側のASEAN地域、オセアニア・パシフィック地域の知財案件を担当。spr_ip@jetro.go.jp